

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		指定下水道工事店の指定
根拠法令及び条項		<p>新座市指定下水道工事店規則第3条 市長は、次に掲げる要件に適合する者のうちから指定工事店を指定するものとする。</p> <p>(1) 責任技術者が1名以上専属していること。 (2) 工事の施工に必要な設備及び器材を有していること。 (3) 埼玉県内に営業所又は店舗があること。 (4) 次の各号のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア 工事業者（法人にあっては代表者又は役員。以下この号において同じ。）が破産手続開始の決定を受けて復権していない場合 イ 工事業者が第21条第1項の規定により責任技術者としての登録を取り消されてから2年を経過していない場合 ウ 指定工事店が、第11条第2項の規定により指定を取り消されてから2年を経過していない場合 エ 工事業者がその業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある場合 オ 工事業者が精神の機能の障がいにより排水設備工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない場合</p>
所管部課係名		インフラ整備部下水道課排水設備係
審査基準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>新座市指定下水道工事店規則において指定要件、責任技術者の専属等、欠格条項判断基準が明確に示されているため、審査基準の設定は不要である。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成11年7月1日設定（平成27年4月1日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 1か月
	設定等年月日	平成11年7月1日設定（平成 年 月 日最終変更）